

秋田県告示第329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき、公示する。

令和元年12月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

(通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570414672	ケアセンターようこう赤館	大館市赤館町4番5号	有限会社ようこう	令和元年11月15日